

一般質問

子育て支援策について。
一、出産準備金助成事業は、妊娠22週を経過していることが支給対象要件となっている。
母子健康手帳を交付



問 出産準備金の一部を前倒し支給できないか

答 現在はまだ考えていない

△長屋町長▽
一、22週目以降は胎児母体ともに安定し、出産後の子育てに必要な物品を揃える等、経済的に一番費用がかかる時期である。現在のところ一部前倒し助成は考えていない。

二、子育て支援事業計画を策定する際に、小学生までの子どもを持つ親の意見も反映された結果であり、現在対象者の75%が利用している。

今後の利用希望が少ない。
情報発信や情報交換の場としての本来の目的を機能させるために、どのような対策を考えているのか。

の時点で一部を前倒しして紹介する考え方はないか。

情報発信についても、今後は子育て支援室の活動が一般家庭にも伝わるように、周知方法について検討したい。

子育て世帯と、地域住民の交流の場として機能するために、利田増に向けた具体的な対策が必要ではないか。



生まれてきてくれてありがとう
元気に育ってね！